

① 改正健康増進法の規定

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表 ・命令	過料（※2）
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△（※1）	○ （命令に限る）	○（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○（50万円以下）
施設等の管理者 *を付した項目は、事実上現場の管理を行っている方にも義務が発生します。	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○（50万円以下）
	喫煙室の基準適合	○	○	○（50万円以下）
	施設要件の適合（喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の掲示	○	—	○（50万円以下）
	施設標識の撤去	○	—	○（30万円以下）
	書類の保存（喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	—	○（20万円以下）
	立入検査への対応	—	—	○（20万円以下）
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
	広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室設置等に限る）*	○	—	—

（※1） 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

（※2） 本法案における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

② 大阪府受動喫煙防止条例の規定

義務違反者に対して、罰則（5万円以下の過料）を適用。